

## 別紙 2

### 第 1、鑑定事項 1 の鑑定データ

#### 1 鑑定データ 1 (本文 6 頁 16 行目～)

##### (1) レーン 1

- ・このときは(8月13日)、20ng のリコピハントタンパク質すなわち被告提供の精製ディフェンシンでも、ディフェンシンの位置にバンドが検出されなかったということでしょうか。
- ・他方で、中央付近にバンドらしきものが見えるのですが、これはバンドでしょうか。

##### (2) レーン 2

- ・このレーンには、ディフェンシンの位置以外の位置に殆ど切れ目なしに連続して数多くのバンドが検出されているということでしょうか。
- ・これだけ沢山のバンドが検出されたということは、被告提供の抗体がディフェンシン以外の沢山のタンパク質と反応したことを意味するのでしょうか。
- ・通常、これだけ沢山のタンパク質と反応するような、つまり特異性が極めて低い抗体は、実験の試料として有効なものといえるのでしょうか。

##### (3) レーン 2 ~ 5

これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか。

##### (4) レーン 8

ディフェンシンの位置付近(少々下)にバンドらしきものが検出されていますが、これはディフェンシンのバンドではないという評価・解釈でしょうか。

##### (5) レーン 10

- ・このときは、からし菜の葉から抽出したタンパク質からは、ディフェンシンの位置にバンドが検出されなかったということでしょうか。
- ・からし菜と被告提供の抗体からディフェンシンが検出されるかについて、くり返し実験を行なったことを実験記録 7 頁(7)に記述されていますが、本文 1 行目の「当初、からし菜は野菜として」の「当初」とは実験記録のデータ 3 枚目の 3 月 18 日のことでしょうか。
- ・このからし菜を使った実験は裁判所からの要望ではなく、佐藤教授が自発的に実施したのですが、これを実施した目的・理由はなんでしょうか。

## 2 鑑定データ2 (本文6頁下から9行目～)

### (1) レーン1

このときは(5月27日) 20ngのディフェンシンタンパク質すなわち被告提供の精製ディフェンシンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたのでしょうか。

### (2) レーン2～4

これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか。

### (3) レーン4と6

・この2つのレーンでは、ディフェンシンの位置より上にバンドが検出されているのでしょうか。

・もしそうだとすると、これは隔離圃場の水田水の中に被告提供の抗体と反応するタンパク質が存在したということでしょうか。

### (4) 全体について

より鮮明なカラーの画像で確認することは可能でしょうか。

## 3 鑑定データ3 (本文6頁下から9行目～)

### (1) レーン1と2

・両者の相違はディフェンシンの位置にバンドが検出されたかどうかでしょうか。

・両者の共通点は、鑑定データ1のレーン2と同様、ディフェンシンの位置以外の位置に殆ど切れ目なしに連続して数多くのバンドが検出されているということでしょうか。

### (2) レーン3

このときは(6月13日) 10ngのディフェンシンタンパク質すなわち被告提供の精製ディフェンシンでも、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたのでしょうか。

### (3) レーン4～7

これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか。

## 第2、鑑定事項2の鑑定データ

### 1 鑑定データ4 (本文8頁2行目～)(すりつぶし実験)

#### (1) レーン1

このときは（5月12日）20ngのディフェンシタンパク質すなわち被告提供の精製ディフェンシンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか。

(2) レーン2～9

．これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか、それとも非組換えイネのレーン2・3や、からし菜のレーン8・9では検出されなかったのでしょうか。

．これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置以外の位置に殆ど切れ目なしに連続して数多くのバンドが検出されているということでしょうか。

2 鑑定データ5（本文9頁1行目～）（予備実験の溶出実験）

(1) レーン1

このときは（6月10日）20ngのディフェンシタンパク質すなわち被告提供の精製ディフェンシンでも、ディフェンシンの位置にバンドが検出されなかったということでしょうか。

(2) レーン2と3

．これは鑑定データ3のレーン1と2と同様の実験でしょうか。

．このときは（6月10日）両方ともディフェンシンの位置にバンドが検出されたということでしょうか。

(3) レーン5～7

．説明文の「刻んだ葉をチューブ内で振とうした」様子が実験記録末尾の写真1でしょうか。

．これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置付近に《非常に強い》バンドが検出されているということでしょうか。

．しかし、これらのバンドをディフェンシンではないと評価・解釈されておられますが（本文9頁17行目以下《「どんとこい」、「AD41」、「AD48」のいずれの漏出液からもディフェンシンは検出されず、ディフェンシンよりも若干移動度の遅いバンド、ならびにそれ以外のバンドが検出された（鑑定データ5、レーン5-7）。》）、これらのバンドとレーン2・3のディフェンシンのバンドと対比すると、レーン5～7のバンドもディフェンシンのバンドであると判断できるのではないのでしょうか。結論とその理由を教えていただければ幸いです。

．で、この《非常に強い》バンドはディフェンシンとは別のタンパク質のバンドだとしても、ディフェンシンのバンドもここに重なっているか

もしれないと考えられないでしょうか。結論とその理由を教えてくださいければ幸いです。

(4) レーン 9

．ここでも、ディフェンシンの位置付近に強いバンドが検出されているということでしょうか。

鑑定人は、このバンドもディフェンシンではないと評価・解釈されておられますが（本文 8 頁下から 3 行目以下《12 月に播種した 2006 年度「どんとこい」、2006 年度の遺伝子組換えイネの「AD41」、 「AD48」を使用して実験した結果、ディフェンシンタンパク質の漏出は観察されず、「AD41」においてディフェンシンよりも移動度の遅いバンドが観察されるのみであった(鑑定データ 5、レーン 9)。》）、ところで、これについても前記(3)、と同様に、ディフェンシンのバンドもここに重なっているかもしれないと考えられないでしょうか。結論とその理由を教えてくださいければ幸いです。

3 鑑定データ 6（本文 9 頁下から 10 行目～）(本実験の溶出実験)

(1) レーン 1 と 2

このときは（9月9日）、両方ともディフェンシンの位置にバンドが検出されなかったということでしょうか。

(2) レーン 3～8 これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置付近に《非常に強い》バンドが検出されていると観測されますが、鑑定人はこのバンドについては、ディフェンシンかどうかは分からないと評価・解釈されておられます（本文 9 頁 26 行目以下《免疫反応によってディフェンシンの漏出を確認する結果を得ることはできなかった(鑑定データ 6、レーン 3-8)》）。この解釈は、前記鑑定データ 5 のレーン 5～7 や 9 のバンドの解釈とは異なり、ディフェンシンである可能性も認めています。その違いはどこから来るのでしょうか。

4 鑑定データ 7（本文 9 頁下から 5 行目～）

(1)、実験のやり方について

．レーン 1～6 は、イネの葉をチューブ内で振とうしたあと、その葉をすりつぶしたものでしょうか。

．レーン 7～9 は、イネの葉をチューブ内で振とうしないで、そのまますりつぶしたものでしょうか。

(2)、レーン 10

このときは（9月10日）ディフェンシンの位置付近にバンドが検出されていると観測されますが、鑑定人はこのバンドはディフェンシンではないと評価・解釈されておられます（実験記録7頁9行目以下《その後も、7/24.8/11、9/4、9/10とウエスタン解析を行ったが、ディフェンシンタンパク質のバンドを検出することは出来なかった。》（下線は原告による））。この結論を導いた理由は、このバンドは、ディフェンシンと評価できるレーン7～9で検出されたバンドより上の方にあると判断されたからでしょうか。

(3) レーン7～9

これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置付近にバンドの検出が観測されていますがこれらのバンドについても、前記の鑑定データ6のレーン3～8のバンドのときと同様の評価・解釈をされたのでしょうか。

(4) レーン1～6

これらすべてのレーンで、ディフェンシンの位置付近にバンドは検出されていないことが観測されますが、これとレーン7～9のバンドと対比すると、振とうする前の葉の中には、ディフェンシンの位置付近に検出されたバンドから導かれるタンパク質（尤も、それがディフェンシンかそれともディフェンシンとほぼ同一分子量の別のタンパク質かは判別できませんが）が存在していたが、イネの葉をチューブ内で振とうしたあとの葉の中には検出できなかったことになり、それは、そのタンパク質が振とうにより検出限界以下になるまで外部に溶出してしまったことを意味しないでしょうか。

5、鑑定データ8（本文10頁14行目～）

(1) 質量分析について

質量分析の目的とその結果について、本文に以下のように記載されています。《抗体で反応するシグナルがディフェンシンであることを直接検証するために、電気泳動したタンパク質のうちディフェンシンとほぼ移動度を同じくするバンドを切り出し(鑑定データ7、8)、TOF-MS(質量分析計)による分析を行ったが、明確なシグナルを得ることはできていない。》（10頁）

・ 明確なシグナルを得ることはできなかった理由は何だったのでしょうか。  
・ 外部に委託された質量分析の実験結果（できるだけ鮮明で、カラーの実験データ）とその具体的な評価について、記録を見ることは可能でしょうか。

### 第3、実験記録のデータ

#### 1 6枚目

##### (1)、6月13日

- ・実験日とバンドの状況から、これは鑑定データ3と同一のものでしょうか(質問の理由は、レーン1~4の説明が両者で異なっているからです)
- ・もし同一なら、レーン1~4の説明は、鑑定データ3の書き方が適切ではないでしょうか。

##### (2) 6月19日(中段左) 4日(中段右) 25日(下段左) 10日(下段右)

いずれも、予備実験(但し、25日は本実験のすりつぶし実験もやっている)の溶出実験のデータで、このうち10日(下段右)の右のデータが鑑定データ5のようですが、鑑定データ5以外のデータとこれに対する評価・解釈を確認したいので、以下の質問をします。

・実験記録11頁の11行目の

《予備実験として、12月に播種した2006年度の「どんとこい」、2006年度の遺伝子組換えイネの「AD41」、「AD48」を使用して実験した結果、「どんとこい」、「AD41」、「AD48」のいずれの浸せき水からも、多くの非特異的バンドと、ディフェンシンタンパク質よりも少し上方に、非常に強い非特異的バンドが検出された(6/4.6/10.6/25)》

「多くの非特異的バンドと、ディフェンシンタンパク質よりも少し上方に、非常に強い非特異的バンドが検出された」というのは、次のレーンのことでしょうか。

ア、6/4の左側のレーン2~4

イ、6/10の右側のレーン5~7と9

ウ、6/25の右側のレーン3~5

・実験記録11頁の16行目の《ウエスタン解析で、同様の方法で実験を行っているにもかかわらず、6月10日、6月19日、6月25日の解析結果に再現性がない。》との記載は、3つの実験の「解析結果に再現性がない」ということだと思いますが、具体的にどういう意味でしょうか。

・実験記録11頁の21行目の《ほとんどバンドが検出できなかった原因とは考えられない(6/19)。》とは、6/19のレーン5~7のことを言うのでしょうか。

##### (3) 6月25日(下段左)の左側について

- . 6/25 の左側の実験データは、2005 年度の組換えイネを使った本実験ですが、その内容は「すりつぶし実験」ですか、それとも「漏出実験」でしょうか。
  - . このときは（6月25日）すべてのレーンには、ディフェンシンの位置以外の位置に殆ど切れ目なしに連続して数多くのバンドが検出されているということでしょうか。
  - . これに対し、実験記録1 1 頁下から2行目《ディフェンシタンパク質の蓄積量は検出限界以下だった(6/25)。》とありますが、ディフェンシンの位置にはバンドが検出されなかったということでしょうか。レーン2や5、7～9にはバンドらしきものがあるようにも見えるのですが、いかがでしょうか。
- (4) 以上の4つの実験データはいずれも極めて重要なものと思われませんが、鮮明なカラー画像での確認は可能でしょうか。

## 2 7枚目

### (1) 7月18日

実験記録1 1 頁の末行目に《7月18日のウエスタン解析から、4月に播種した「どんとこい」から抽出したタンパク質でディフェンシタンパク質が検出される位置と非常に近い位置にバンドが検出されたため、個体の検定を行ったが、生育していたイネは正しいものであった(7/18)(0、(5)参照)》と記載されていますがこのバンドは、レーン2と5のことでしょうか。

## 3 8枚目

### (1) 8月22日（下段右） 8月27日（上段左）

. いずれも、本実験の溶出実験のデータですが、実験記録1 2 頁の3行目の《8月22日、8月27日、9月10日、9月26日、10月9日のウエスタン解析でも、4月に播種した「どんとこい」でディフェンシタンパク質が検出される位置と非常に近い位置に1本のバンドが検出されたため(7/18、8/22、8/27、9/10、)》とは、8月22日のレーン2と5、8月27日のレーン2と5のことでしょうか。

### (2) 9月9日（下段左）

これは、鑑定データ6と同じものでしょうか。

### (3) 9月4日（中段左）と9月9日（下段左）

実験記録1 2 頁の8行目に、《6月のウエスタン解析でディフェンシ

タンパク質よりも少し上方に検出された、非常に強い非特異的バンド(6/4、6/10、6/25)をはっきりと分離するため、電気泳動の時間を長くした条件で SDS-PAGE のゲルを作製し、ウエスタン解析を行った。その結果、4月に播種した「どんとこい」、2005年度「AD41」、「AD48」を用いた浸せき水のウエスタン解析で、いずれの浸せき水からもディフェンシタンパク質が検出される位置と非常に近い位置に強い2本のバンドが検出された(9/4、9/9)とありますが、強い2本のバンドというのは、どこのことを指しているのでしょうか。

#### 4 9枚目

(1)、9月10日(上段右)、9月26日(中段右)、10月9日(上段左)

・実験記録12頁の3行目に、《8月22日、8月27日、9月10日、9月26日、10月9日のウエスタン解析でも、4月に播種した「どんとこい」でディフェンシタンパク質が検出される位置と非常に近い位置に1本のバンドが検出されたため(7/18、8/22、8/27、9/10、)とありますが、このバンドは、9月26日のレーン2と6、10月9日のレーン4と7のことでしょうか。

・9月10日のものは鑑定データ7と同じもので、前記溶出実験と違うように思われますがいかがでしょうか。

・10月9日のレーン1は12月に播種した「どんとこい」ですが、これにも「ディフェンシタンパク質が検出される位置と非常に近い位置に1本のバンドが検出された」のではないのでしょうか。

#### 5 7～9枚目の前記実験データ

前記の通り、実験記録に取り上げられている8つの実験データはいずれも本実験の溶出実験として、いずれも極めて重要なものと思われませんが、鮮明なカラー画像での確認は可能でしょうか。

#### 6 10枚目の写真1～4

鮮明なカラー画像での確認は可能でしょうか。

### 第4、鑑定報告書本文

#### 1 2頁6行目

《多くの生育段階で、ディフェンシンのシグナルをイネ植物体に検出することは困難であった。》とのことですが、これは「溶出実験」ではなく、イネ植物体が産生し、イネ植物体内に存在するディフェンシンを検出する

ことが困難であったという「すりつぶし実験」に関するコメントのことでしょうか。

2 2頁9行目

《内在の抗体と反応する産物のシグナルとディフェンシンと考えられるシグナルの分離条件》に関してですが、「内在の抗体と反応する産物のシグナル」とは、抗体と反応した非組換えイネ本来が産生するタンパク質のバンドという意味で、これとディフェンシンと考えられるバンドとを分離するための条件、ということでしょうか。

3 5頁5行目

《ディフェンシン抗体が必ずしも特異的ではなく、非特異なタンパク質にも反応してしまう》という記述に関してですが、これは、被告提供の抗体が、ディフェンシンとだけ反応するのではなく、それ以外のタンパク質にも反応してしまう、という意味でしょうか。

4 6頁14行目以下

《実験の結果、非組換えイネを生育させた水田水、ならびに、遺伝子組換えイネを生育させた水田水(1ならびに5mL)のいずれからもディフェンシンを検出することはなかった(鑑定データ1、レーン6、7)》に関してですが、このとき、レーン1とレーン10で精製ディフェンシンとからし菜を使ってポジティブコントロール的な実験を行なっておられますが、ディフェンシンのバンドの検出は観測されていません。ということは、この実験では抗体に不備があるためにディフェンシンが存在しても検出されないおそれがあり、遺伝子組換えイネを生育させた水田水(1ならびに5mL)からディフェンシンの位置にバンドが検出できなかったことから、ディフェンシンが検出できなかったという結論を導くことはできないのではないのでしょうか。

5 6頁18行目

《タンパク質の収量は50%程度に落ちた》という記述に関してですが、これは1mLあたり20ng添加した精製ディフェンシンを実験の結果、約10ng回収したという意味だと思いますが、その算定方法をご教示ください。

6 6頁23行目以下

《回収実験の結果、組換えディフェンシンよりもディフェンシンタンパク質の回収率はよく、ほぼ全量回収できた(鑑定データ2、レーン1-4;データ3、レーン4-7)》と記載されています。

．これは、10 μL あたりディフェンシン約 20ng 相当が含まれている、遺伝子組換えイネ「AD41」緑葉から抽出したタンパク質を添加して実験を行った結果、ほぼ 20ng 回収したという意味だと思いますが、その算定方法をご教示ください。

．精製ディフェンシンよりも、組換えイネから抽出したタンパク質のほうが回収率がよいというのは何を意味するのでしょうか。

7 7 頁下から 4 行目

《予備実験ではうまく検出できなかったことより、》と記述されていますが、この「予備実験」とは何時の、何の実験のことを指すのでしょうか。

8 8 頁 10 行

見出し《3) 遺伝子組換えイネの、ディフェンシンタンパク質の検出可能な成長段階》についてですが、この実験は、2) 遺伝子組換えイネからのディフェンシンタンパク質の検出と同一テーマ、つまり組換えイネがディフェンシンを産生するかどうかを確認するためのものです。ところで、3)ではどうして、このような見出しをつけたのでしょうか。とくに、「ディフェンシンタンパク質の検出可能な成長段階」という表現はいかなる趣旨を含んでいるのでしょうか。

9 8 頁 13 行目

《4 月に播種した「どんとこい」、「AD41」、「AD48」の 2005 年度のイネの葉(栽培約 3 ヶ月)では、免疫反応によりディフェンシンタンパク質を検出することはできなかった。》

．これは実験記録 6 頁 25 行目の 6/25.6/27 の実験で、鑑定データの 6 枚目と 7 枚目に載っている 6/25.6/27 のことでしょうか。

．この実験結果についても、鮮明なカラー画像の確認が可能でしょうか。

10 8 頁 15 行目

《さらに、栽培を継続し、第 7 齢期の止め葉が出たイネからも抽出を行ったが、ディフェンシンと考えられるシグナルは検出ができなかった。》

．これは実験記録 6 頁 27 行目の 7/2.8/6.8/11.8/19.8/27 の実験で、鑑定データの 7 枚目と 8 枚目に載っている 7/2.8/6.8/11.8/19.8/27 のことでしょうか。

．この実験結果についても、鮮明なカラー画像の確認が可能でしょうか。

1 1 8頁23行目以下

《イネの葉 10g を切り取り、切った根元を蒸留水で軽く洗浄したのち、15-20mL の人工的な水田水( )を含む 50mL チューブに挿した。》とありますが、この様子を撮影した写真が、実験記録末尾の写真2でしょうか。

1 2 9頁1行目と19行目と25行目

3つのケースの実験結果でディフェンシンの位置付近にバンドが検出されたとき、その評価・解釈について、

- a . 鑑定データ5のレーン9については、《ディフェンシンよりも移動度の遅いバンド》(9頁1行目)という評価が、
- b . 鑑定データ5のレーン5～7については、《ディフェンシンよりも若干移動度の遅いバンド》(同頁19行目)という評価が
- c . 鑑定データ6のレーン3～8については、《ディフェンシンとほぼ移動度を同じくするバンド》(同頁19行目)という評価がなされ、それぞれ微妙に表現を異にされています。

ディフェンシンの本来の位置付近に検出されたバンドを評価するにあたっては、相違点に注目し「若干とはいえ、ディフェンシンと移動度が異なる」と評価して、それゆえディフェンシンではないという結論を導く場合と、共通点に注目し「違いとは言えないくらい、ほぼ移動度は同一である」と評価して、それゆえディフェンシンであるという結論を導く場合がありますが、実際の判断では両者は紙一重の場合があると思われます。そこで、上記の3つのケースでバンドの評価について、可能な範囲で、その検討の過程をご説明下さい。

1 3 9頁2行目

《同実験を追試したが、ディフェンシンならびに移動度の異なるバンドを含めシグナルを観察することはできなかった。》とは、実験記録のうちのどの実験を指しているのでしょうか。

1 4 9頁16行目以下

《予備実験として、12月に播種した2006年度の「どんとこい」、2006年度の遺伝子組換えイネの「AD41」、「AD48」を使用して実験した結果、「どんとこい」、「AD41」、「AD48」のいずれの漏出液からもディフェンシンは検出されず、ディフェンシンよりも若干移動度の遅いバンド、ならびにそれ以外のバンドが検出された(鑑定データ5、レーン5-7)》(下線は原告による)

これは、実験記録 1 1 頁 1 0 行目以下で、6 月 1 0 日の鑑定データ 5 の評価を述べた以下の記載とやや相違しているように思われますが、両者の相違はどのように理解したらよいでしょうか。

《予備実験として、12 月に播種した 2006 年度の「どんとこい」、2006 年度の遺伝子組換えイネの「AD41」<sub>1</sub>、「AD48」を使用して実験した結果、「どんとこい」<sub>1</sub>、「AD41」<sub>1</sub>、「AD48」<sub>1</sub>のいずれの浸せき水からも、多くの非特異的バンドと、ディフェンシタンパク質よりも少し上方に、非常に強い非特異的バンドが検出された(6/4.6/10.6/25)。そのため、ディフェンシタンパク質のバンドがあるかないかは、はっきりと確認できなかった。》(下線は原告による)

#### 1 5 9 頁 2 0 行目以下

《このデータ以前のデータでも示されたことであるが、ここで用いた抗体はディフェンシン以外のタンパク質とよく反応する。従って、今回のような微量な発現量では、その存在の確認は極めて困難と考えられる。》

この文章の意味は、漏出実験において、漏出液中にディフェンシンが微量しか含まれていない場合には、ディフェンシン以外のタンパク質とよく反応するような抗体を用いて、微量のディフェンシンを検出することは極めて困難である、ということでしょうか。

#### 1 6 1 0 頁 2 0 行目

《5g の緑葉から検出限界である 2 0 ng を 1 桁上回る量のディフェンシンが漏出液に存在するとは考えにくいと判断する。》

このくだりは、タンパク質の減少比率から推定されるディフェンシン量は 3 . 3 ng ですから、これを 1 桁上回る量は 3 3 ng となり、ここまで残留すれば検出限界である 2 0 ng を上回る事となるが、そこまで残留することはないであろうから検出できないという理解でよろしいでしょうか。

### 第 5、実験記録本文

#### 1 6 頁下から 8 行目 ~ 7 頁 1 行目

《また、7 月 18 日のウエスタン解析の結果、4 月に播種した 2006 年度「どんとこい」でディフェンシタンパク質が検出される位置に、抗体で反応するバンドが検出された(7/18)。その後のウエスタン解析の結果から、4 月、12 月に播種した 2006 年度「どんとこい」でディフェンシタンパク質が検出される位置にバンドが検出された(8/22.9/10)。用いたサンプルのとり間違え

はないこと、また、これまでの実験において、組換えイネ特異的にディフェンシンのシグナルが認められたことより、さらに解析を継続したが、その後のウエスタン解析でも「どんとこい」から抽出されたタンパク質でディフェンシタンパク質が検出される位置にバンドが検出され(9/26.10/9.10/15)その原因は不明である。従って、ディフェンシタンパク質の明確な検出は 6 月 25 日(6/25)以降できていない。》

この一節は、見出し「( 6 ) 遺伝子組換えイネの、ディフェンシタンパク質の検出可能な成長段階」というすりつぶし実験の中で書かれておられますが、他方で、溶出実験に関する実験記録の 11 頁下から 5 行目～ 12 頁 6 行目にこれらの実験のことが登場しており、これらはすりつぶし実験ではなく、溶出実験に関する記載ということによろしいでしょうか。

## 2 9 頁 2 1 行目

《今回成功した原因は不明である。》とありますが、「今回成功」というのは、具体的にいつの実験のどの内容のことを指すのでしょうか。

## 3 11 頁下から 4 ～ 2 行目

《そのため、4 月に播種した 2006 年度「どんとこい」、2005 年度「AD41」、「AD48」から 6 月にタンパク質を抽出し、ウエスタン解析を行ったが、2005 年度「AD41」、「AD48」のイネの葉で、ディフェンシタンパク質の蓄積量は検出限界以下だった(6/25)。》

この一節は、見出し「( 2 ) イネの浸せき水を使ったタンパク質の濃縮実験」という漏出実験の中に書かれていますが、この一節はすりつぶし実験のことを述べられ、次行( 11 頁末行)の《その後、 》から、再び漏出実験のことを述べられているという理解でよろしいでしょうか。

以 上